

令和5年度学習支援事業について

令和5年度学習支援事業について、「学習支援事業の拡充に係る考え方」を踏まえ、以下のとおり実施する。

1 拡充内容

- (1)生活に困窮するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当受給世帯を対象に追加する。
- (2)学習のつまずきを解消するため、より早期からの支援の必要性から、小学5年生まで対象を拡大する。(令和6年度以降に小学4年生まで拡大予定)
- (3)中学校進学に向けて学習習慣や基礎学力の定着を図るため、よりきめ細やかな指導を行うべく、小学6年生の指導について、児童2名に対し指導者1名を配置する。
- (4)子どもの学ぶ意欲を尊重するため、中学生は希望により週2回の受講を可能とする。
- (5)通塾しやすいよう、小学生・中学生ともに実施会場を増設する。(小学生1ヶ所追加、中学生延べ2ヶ所追加)

		令和4年度 【現行】	令和5年度 【拡充案】
対象	世帯	就学援助受給世帯 —	就学援助受給世帯 <u>児童扶養手当受給世帯</u>
	学年	【小学生】 6年生 【中学生】 1～3年生	【小学生】 5・6年生 【中学生】 1～3年生
支援内容	指導体制 (集合型 個別指導)	—	【小学5年生】 5対1 【小学6年生】 <u>2対1</u> 【中学生】 2対1
		【小学生】 月3回 【中学生】 週1回 【中学3年生】 上記に加え 夏期特別指導6回	【小学生】 月3回 【中学生】 <u>希望により週2回</u> 【中学3年生】 上記に加え 夏期特別指導6回
	実施会場	【小学生】 各5ヶ所 【中学生】 延べ9ヶ所	【小学生】 各6ヶ所 【中学生】 <u>延べ11ヶ所</u>

※下線が拡充内容

2 今後のスケジュール (予定)

令和5年4月 受講者募集
 6月 開講